

電マニ一部義務化は3年以内に施行

# 改正廃棄物処理法が公布

## 有害機器でバーゼル法も改正

廃棄物処理法改正案が6月9日、参議院で全会一致によって原案通り可決、成立し(附帯決議なし)、6月16日に公布された。特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者への電子マネーフレスト使用義務付けについては公布日から3年を超えない範囲内で施行される措置がとられたが、その他の改正事項は1年以内に施行される。いわゆる「有害使用済機器」対策を強化するバーゼル国内法改正案も同日に可決、6月16日に公布された。(次号詳報)

廃棄物処理法見直しは、中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会が昨年5月19日から開始された。前回改正から5年が経過し、この間の課題洗い出しからスタートした。審議の結果をまとめた専門委員会報告書が中環審に出されたのは今年2月3日だ。

処理法改正案の一部とバーゼル法改正案は「有害使用済機器」への対策強化でリンクしており、ともに今年3月10日に閣議決定され、第193回国会に上程された。

公布された改正処理法では、廃棄物の不適正処理への対応強化として、▽市町村長、都

道府県知事等は、廃棄物処理業の許可を取り消された者等が廃棄物の処理を終了していない場合に、これらの者に対して必要な措置を講ずることを命ずることができる。当該事業者から排出事業者に対する通知を義務付ける▽特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、紙マネーフレストの交付に代えて、電子マネーフレストの使用を義務付ける。マネーフレストの虚偽記載等に関する罰則を強化する――

とされた。雑品スクラップ等の中の有様な特性を有する使用済みの機器(有害使用済機器)については、これらの物品の保管や処分を業として行う者に対して都道府県知事への届出、処理基準の順守等の義務付けと、処理基準違反があった場合等での命令等の措置の追加などの

措置を講じる。さらに、親子会社が一体的な経営を行うものである等の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、その親子会社は、廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で産業廃棄物の処理を行うことができることになった。